

5 福祉子保第 4 0 0 7 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課長 榎本 光宏
(公 印 省 略)

特定教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）

日頃より、東京都の保育行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

保育施設における事故防止及び安全の確保については、従前から万全を期すようお願いしてきたところです。

標記の件につきまして、こども家庭庁及び文部科学省より、別紙のとおり、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告対象に加わり、本通知を令和 6 年 4 月 1 日から運用し、それに伴い従来の国通知は廃止する旨、通知がありました。

これに伴い、東京都の報告先について、別紙 1 のとおり、改めて整理しましたので、お知らせします。貴職におかれましては、報告対象となる施設・事業において死亡事故や重篤な事故等が発生した場合には、国通知で定める報告様式（別紙 1 から別紙 5）により、東京都への報告をお願いします。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の事故報告の取扱いについては、従来どおり、変更はございません。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用しますので、本通知の運用開始に伴い、令和 5 年 1 2 月 2 1 日付 5 福祉子保第 2 2 5 3 号「教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）」については廃止します。